

UDC 681.3.04

JIS

X 0201

7ビット及び8ビットの情報交換用  
符号化文字集合

JIS X 0201 -1997

(2002 確認)

(2007 確認)

平成 9 年 1 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

---

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和 44. 6. 1 改正：平成 9. 1. 20  
官報公示：平成 9. 1. 20  
原案作成協力者：財団法人 日本規格協会  
審議部会：日本工業標準調査会 情報部会（部会長 棚上 昭男）  
この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部情報電気規格課（〒100 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。  
なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

# 7ビット及び8ビットの情報交換用 符号化文字集合

7-bit and 8-bit coded character sets for information interchange

**序文** この規格は、1991年に第3版として発行されたISO/IEC 646, Information technology—ISO 7-bit coded character set for information interchangeを元に作成した日本工業規格である。

## 1. 適用範囲

この規格は、3種類の7ビット符号化文字集合及び1種類の8ビット符号化文字集合を規定する。

この符号化文字集合は、主として、データ処理システムと関連する装置との間及びデータ通信システム間での情報交換に使用することを目的とする。

この符号化文字集合は、ラテン文字及び/又は片仮名を含む。

この符号化文字集合では、JIS X 0211の制御機能が使用できる。制御機能を含むデータは、前進方向に順次処理するものと仮定する。制御機能がこの仮定とは異なる処理を行うデータに含まれる場合、又は固定長レコード処理のための書式化したデータに含まれる場合、望ましくない結果になることがあるので、制御機能の実行結果を確実にするための特別の取扱いを必要とすることがある。

この符号化文字集合では、符号拡張のための制御機能が使用できる。これを使用するための手続は、JIS X 0202による。

図形文字の表示のために使用するフォントのデザインは、この規格の規定範囲外とする。

**備考 1.** この規格の引用規格を、次に示す。

JIS X 0202 情報交換用符号の拡張法

JIS X 0211 符号化文字集合用制御機能

**2.** この規格の対応国際規格を、次に示す。

ISO/IEC 646 : 1991 Information technology—ISO 7-bit coded character set for information interchange

## 2. 適合性

**2.1 情報交換の適合性** 交換用符号化情報の符号化文字データ要素(以下、CCデータ要素と呼ぶ。)は、CCデータ要素中の文字のすべての符号化表現が次の(1)～(4)の条件をすべて満たしている場合に、この規格に適合する。適合していると主張する場合には、6.1～6.4で規定する符号化文字集合の中から、採用した符号化文字集合を明示しなければならない。

- (1) 採用した符号化文字集合で規定された文字以外の文字は、CCデータ要素中に含まない。
- (2) 採用した符号化文字集合で規定された文字の符号化表現は、一意にその文字を表現する。
- (3) 採用した符号化文字集合で規定された文字は、規定されたとおりの符号化表現で表現する。
- (4) 採用した符号化文字集合で規定された符号表の未定義の位置は、使用しない。

**備考** 採用した符号化文字集合で使用する制御機能の適合性については、JIS X 0211による。

**2.2 装置の適合性** 2.2.1の要件と2.2.2及び2.2.3の一方又は両方の要件とを満たす場合に、装置は、この規格に適合